

# 第 146 回 総会

## 南部町農業委員会会議録

平成 29 年 10 月 11 日開催

南部町農業委員会

## 第 146 回南部町農業委員会総会会議録

1. 開会年月日 平成 29 年 10 月 11 日 (水) 午後 2 時 04 分

2. 閉会年月日 平成 29 年 10 月 11 日 (水) 午後 2 時 17 分

3. 開催場所 中央公民館 町民室

### 4. 出席委員 (14 人)

会 長	1 番	赤 石	敏 文				
会長職務代理	10 番	中 村	文 男				
委 員	2 番	石 橋	薫	3 番	堀 内	重 男	
	4 番	砂 庭	周 平	5 番	工 藤	信 仁	
	6 番	佐々木	一 雄	7 番	三 浦	恵美子	
	8 番	松 村	範 明	9 番	滝 田	信 彦	
	12 番	野 田	清 八	13 番	山 田	憲 幸	
	14 番	川守田	雄 一	15 番	梅 内	勝 治	

### 5. 欠席委員 (2 人)

欠席者	11 番	河守田	雄 一	16 番	奥 瀬	修 一	
-----	------	-----	-----	------	-----	-----	--

### 6. 会議書記

事務局長	松 橋	悟	
主 幹	佐 藤	慶	
総括主査	沼 畑	ゆき子	

### 7. 会議日程

日程第 1	会議録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告
日程第 4	議案第 2 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 5	議案第 2 7 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
日程第 6	議案第 2 8 号 農用地利用配分計画案に関する意見について

事務局長	<p>ただいまから、第 146 回南部町農業委員会総会を開会いたします。 はじめに、赤石会長より、ごあいさつをお願いいたします。</p>
赤石会長	<p>本日は、お忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。 さっそくですが、議事に入りますので、よろしくお願いします。</p>
事務局長	<p>本日の出席委員は 16 名中 14 名となっております。委員定足数に達しておりますので、 第 146 回総会は成立しております。 それでは、南部町農業委員会会議規則第 7 条の規定により、議長は会長が務めること となっておりますので、以降の議事の進行は赤石会長をお願いいたします。 (午後 2 時 0 4 分)</p>
議 長	<p>それでは、これより議事に入ります。 本日の会議日程は、ご配布のとおりです。 日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、会議規則第 16 条第 1 項の規定により、議長が指名します。 1 4 番 川守田 雄一 委員 1 5 番 梅内 勝治 委員を指名いたします。  次に、日程第 2 会期の決定を議題にします。 本総会の会期は、本日 1 日にしたいと思えます。 これに、ご異議ありませんか。 【「異議なし」の声あり】 ご異議なしと認め、会期を本日 1 日に決定いたします。  次に、日程第 3 諸般の報告をします。 諸般の報告については、ご配布のとおりです。 朗読は省略します。 次に、日程第 4 議案第 2 6 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議 題といたします。 議案の説明を求めます。 佐藤主幹</p>
佐藤主幹	<p>議案第 2 6 号について、ご説明いたします。 農地法第 3 条の規定による許可申請は 3 件で、いずれも所有権の移転に関するもので あります。 調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。</p>

議 長	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>中村 文男 調査員</p>
中村調査員	<p>10番 中村から説明いたします。</p> <p>去る10月3日、河守田 雄一 委員と中央公民館において、議案第26号について、調査を行いましたので説明します。</p> <p>農地法第3条第2項に掲げる許可できない基準の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人、譲受人の氏名・住所、経営面積、稼働人員は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番の申請理由は、譲受人が農業経営規模を拡大するため申請地を取得するものです。</p> <p>番号2番と番号3番の申請理由は、譲受人がそれぞれ父から贈与を受けて営農するものです。</p> <p>調査の結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>議案第26号について、ご異議ありませんか。</p> <p><b>【「異議なし」の声あり】</b></p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>議案第26号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、日程第5 議案第27号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。</p> <p>議案の朗読と説明を求めます。</p> <p>佐藤主幹</p>
佐藤主幹	<p>議案第27号についてご説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は13件です。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項で規定する「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の氏名・住所、経営面積は議案書に記載のとおりです。</p>

佐藤主幹	<p>番号1番の利用目的は田、期間は5年2ヶ月、10a当たりの賃借料は年額6,000円です。  番号2番の利用目的は田、期間は5年2ヶ月、10a当たりの賃借料は年額6,000円です。  番号3番の利用目的は田、期間は5年2ヶ月、10a当たりの賃借料は年額6,000円です。  番号4番の利用目的は田、期間は5年1ヶ月、10a当たりの賃借料は年額6,000円です。  番号5番の利用目的は田、期間は5年、10a当たりの賃借料は年額6,000円です。  番号6番の利用目的は田、期間は5年、10a当たりの賃借料は年額6,000円です。  番号7番の利用目的は田、期間は5年、10a当たりの賃借料は年額6,000円です。  番号8番の利用目的は田、期間は5年、10a当たりの賃借料は年額6,000円です。  番号9番の利用目的は畑、期間は5年、10a当たりの賃借料は年額9,933円です。  番号10番の利用目的は田、期間は3年、10a当たりの賃借料は年額10,106円です。  番号11番の利用目的は田、期間は5年、10a当たりの賃借料は年額10,000円です。  番号12番の利用目的は田と畑、期間は10年、10a当たりの賃借料は年額4,963円です。  番号13番の利用目的は田、期間は10年、10a当たりの賃借料は年額4,932円です。  以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議 長	<p>議案第27号について、ご異議ありませんか。</p> <p><b>【「異議なし」の声あり】</b></p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第5 議案第27号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第6 議案第28号「農用地利用配分計画案に関する意見について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>佐藤主幹</p>
佐藤主幹	<p>議案第28号について、ご説明いたします。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による案件は2件です。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の規定に基づき、「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、所有者の氏名・住所、権利の設定を受ける者の氏名・住所、利用目的、存続期間、支払方法は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番の利用目的は田と畑、存続期間は平成29年10月12日から平成39年10月11日までの10年間。10a当たりの賃借料は、年額4,963円です。</p> <p>番号2番の利用目的は田、存続期間は平成29年10月12日から平成39年10月11日までの10年間。10a当たりの賃借料は、年額4,932円です。</p>

佐藤主幹	<p>以上、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 4 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>議案第 28 号について、ご異議ありませんか。</p> <p><b>【「異議なし」の声あり】</b></p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第 6 議案第 28 号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>以上で、本日の日程は全部終了いたしました。</p> <p>第 146 回南部町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>ごくろうさまでした。</p> <p style="text-align: right;">(午後 2 時 17 分)</p>

上記のとおり、会議のてん末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 29 年 10 月 11 日

南部町農業委員会会長

南部町農業委員会委員

南部町農業委員会委員